平成２１年（フ）第３６号
長崎県松浦市志佐町浦免1363番地、従前の住所長崎県松浦市志佐町庄野免820番地第２
債務者　江島　　操
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第３８号
長崎県松浦市御厨町前田免641番地、従前の住所長崎県松浦市御厨町里免１番地
債務者　五島マリ子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
熊本県荒尾市荒尾2810番地21
債務者　山下　順子
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１０６号
熊本県荒尾市川登1791番地315　グリーンヒル川登Ⅲ棟
債務者　田島　麻美
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１０７号
熊本県玉名市中1837番地１
債務者　酒井　哲夫
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第５２２号
青森県むつ市川内町**福**木83番地３
債務者　鳥谷部敏子
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
福島県いわき市常磐水野谷町千代鶴139番地の４　メゾンリバー１－５
債務者　上野　裕栄
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第６４８号
愛知県岡崎市大樹寺３丁目19番地10　ハートヒルズ大樹寺201
債務者　杉崎　一光
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
愛知県豊橋市北山町77番地の３　パープル伊藤202号
債務者　野沢アキヒロ
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月16日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２５２号
愛知県豊橋市駅前大通１丁目109番地　410
債務者　先崎　敏文
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月16日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２５３号
愛知県豊川市高見町２丁目37番地
債務者　中村みつ代
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月16日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２２３０号
神奈川県大和市深見台４丁目10番34号　ベリテ深見台３Ａ
債務者　春川　智子
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２３１号
川崎市宮前区菅生４丁目16番27号　コーポショウエイ３号室
債務者　春川　義幸
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２５４号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷718番地
債務者　寺内　明子
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５３１号
横浜市磯子区岡村８丁目１番35―101号
債務者　依田　光芳
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５７０号
横浜市中区本牧元町41番18号　池田荘２Ｆ
債務者　村松　俊行
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４９号
神奈川県相模原市鹿沼台１－１－２　ヴェラカヌマ106、住民票上の住所神奈川県相模原市古淵３丁目８番12号
債務者　荒尾　美帆
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部